



火気取扱店への出店説明

初めに

平成25年8月、京都府の福知山花火大会で、屋台の発電機に燃料を補給しようとした際に引火して、多くの死傷者を出したことから、火災予防体制が強化されました。

祭礼、縁日、盆踊りなど、多くの方々が参加できる催し会場で、露店・屋台などを出店し、対象火気器具を使用する場合は、船橋市火災予防条例に基づき、「露店等の開設届出書」の提出が必要になります。

対象火気器具とは

- ガソリン・灯油などを使用する器具
- 炭・練炭などを使用する器具
- プロパンガスなどを使用する器具
- 電気を熱源とする器具
- 火消しつぼなど火災の発生するおそれのある器具



例) コンロ、発電機、お好み焼き・鉄板焼・タコ焼き・焼き鳥などの器具

「対象火気器具等」の取扱いについて

- 出店者は、出店準備の時に必ず自主点検表に基づき、各点検内容を確認し安全に取り扱って下さい。
- 自主点検表は、取り扱う燃料や対象火気器具によって確認する内容が異なります。
- 露店ごとに **6 型以上の消火器**が必要になりますので、対象火気器具を使用する出店者がご用意ください。



例 1) ガソリンや灯油 などの液体を燃料とする 器具を使用する場合

『自主点検表別表（その1） 液体燃料を使用する器具』の 点検内容を確認



(液体燃料を使用する器具)	根拠法令	確認
条例第18条関係		
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。	条例第4条第1号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	条例第4条第2号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	条例第4条第3号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第18条第1項第9号の2	
可燃物からコンロ端までの距離（水平1.5m以上、上1m以上）を確保すること。	条例第18条第1項第1号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第2号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第3号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第18条第1項第4号	
不燃性の床又は台上で使用すること。	条例第18条第1項第5号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第18条第1項第6号	
本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	条例第18条第1項第7号	
本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	条例第18条第1項第8号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第18条第1項第9号	
燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	条例第18条第1項第10号	
使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。	条例第18条第1項第11号	
濡れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。	条例第18条第1項第12号	
器具の点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。	条例第18条第1項第13号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	条例第14条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	条例第14条第2号	

消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。

消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。

防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。

消火器の準備をして、使用方法を確認すること。

可燃物からコンロ端までの距離（水平15cm以上、上1m以上）を確保すること。

可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

不燃性の床上又は台上で使用すること。

故障し、又は破損したものを使用しないこと。

本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

燃料漏れがないことを確認してから点火すること。

使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

器具の点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。

例2) 炭や練炭などの
固体燃料を使用する器具
を使用する場合

『自主点検表別表（その2）
固体燃料を使用する器具』の
点検内容を確認



(固体燃料を使用する器具)	根拠法令	確認
条例第19条関係		
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。	要綱第4条第1号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第4条第2号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第4条第3号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第18条第1項第9号の2	
可燃物からコンロ端までの距離（水平30cm以上、上1m以上）を確保すること。	条例第18条第1項第1号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第2号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第3号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第18条第1項第4号	
不燃性の床又は台上で使用すること。	条例第18条第1項第5号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第18条第1項第6号	
本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	条例第18条第1項第7号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第18条第1項第9号	
開設中は火気付近を常に整理整頓し、その場を離れないこと。	要綱第11条第1号	
終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。	要綱第11条第2号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号	

消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。

消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。

防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。

消火器の準備をして、使用方法を確認すること。

可燃物からコンロ端までの距離（水平30cm以上、上1 m以上）を確保すること。

可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

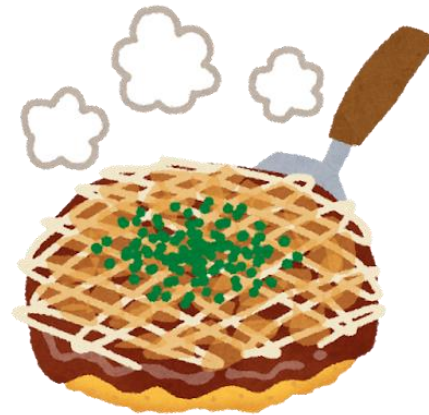
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

不燃性の床上又は台上で使用するこゝと。
故障し、又は破損したものを使用しないこゝと。
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこゝと。
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこゝと。
開設中は火気付近を常に整理整頓し、その場を離れないこゝと。
終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこゝと。
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じるこゝと。

例3) プロパンガスなどの気体燃料を使用する器具を使用する場合

『自主点検表別表（その3） 気体燃料を使用する器具』の 点検内容を確認



(気体燃料を使用する器具)	根拠法令	確認
条例第20条関係		
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。	要綱第4条第1号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第4条第2号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第4条第3号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第18条第1項第9号の2	
気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さで使用すること。（ゴム製のホースは5m以内の適正な長さ）	条例第20条第1項	
可燃物からコンロ端までの距離（水平 1 5 cm以上、上 1 m以上）を確保すること。	条例第18条第1項第1号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第2号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第3号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第18条第1項第4号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第18条第1項第5号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第18条第1項第6号	
本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	条例第18条第1項第7号	
本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	条例第18条第1項第8号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第18条第1項第9号	
燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	条例第18条第1項第10号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号	

消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。

消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。

防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。

消火器の準備をして、使用方法を確認すること。

気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さで使用する。こと。（ゴム製のホースは5m以内の適正な長さ）

可燃物からコンロ端までの距離（水平15cm以上、上1m以上）を確保すること。

可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用する。こと。

地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用する。こと。

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用する。こと。

不燃性の床上又は台上で使用するこゝと。

故障し、又は破損したものを使用しないこゝと。

本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこゝと。

本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこゝと。

器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこゝと。

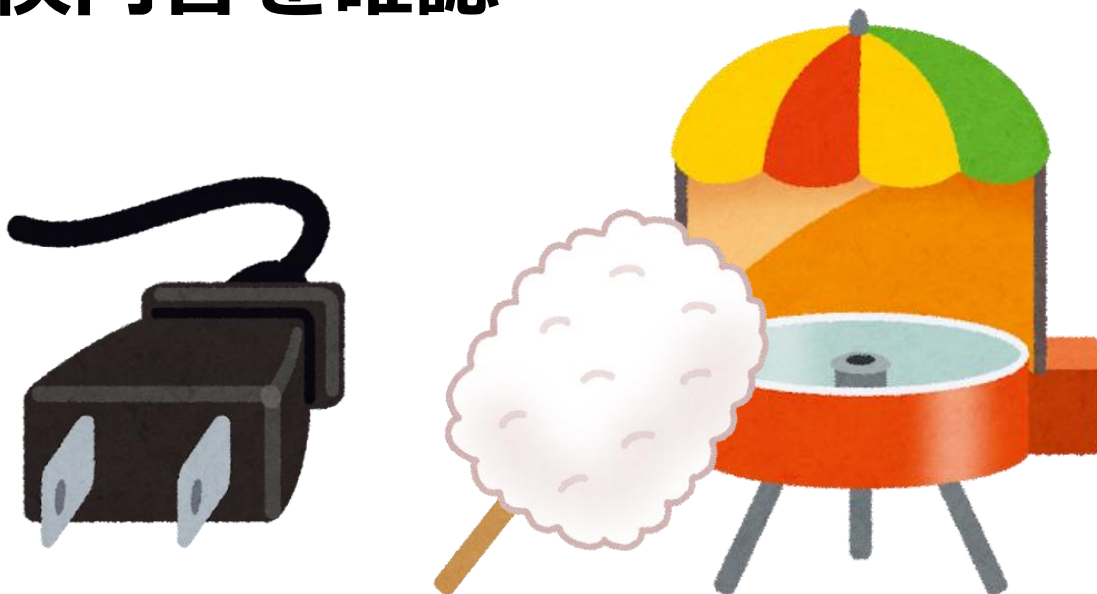
燃料漏れがないことを確認してから点火するこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰るこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じるこゝと。

例４）電気を熱源とする器具を使用する場合

『自主点検表別表（その４） 電気を熱源とする器具』の点 検内容を確認



（電気を熱源とする器具）	根拠法令
条例第21条関係	
器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具を除く	
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。	要綱第4条第1号
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第4条第2号
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第4条第3号
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第18条第1項第9号の2
通電した状態でみだりに放置しないこと。	条例第21条第1項第1号
安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。	条例第21条第1項第2号
可燃物からコンロ端までの距離（水平1.5cm以上、上1m以上）を確保すること。	条例第18条第1項第1号
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第2号
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第3号
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第18条第1項第4号
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第18条第1項第5号
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第18条第1項第6号
本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	条例第18条第1項第7号
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第18条第1項第9号
たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を厳守すること。	要綱第12条第1号
コンセントの接続部分及び電気配線に照明器具等の荷重が掛からないようにすること。	要綱第12条第2号
電気器具、コンセント等を屋外で使用する場合は、屋外用の延長コード等を使用すること。	要綱第12条第3号
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号

消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。

消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。

防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。

消火器の準備をして、使用方法を確認すること。

通電した状態でみだりに放置しないこと。

安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

可燃物からコンロ端までの距離（水平15cm以上、上1m以上）を確保すること。

可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

不燃性の床上又は台上で使用するこゝと。

故障し、又は破損したものを使用しないこゝと。

本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこゝと。

器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこゝと。

たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を厳守するこゝと。

コンセントの接続部分及び電気配線に照明器具等の荷重が掛からないようにするこゝと。

電気器具、コンセント等を屋外で使用する場合は、屋外用の延長コード等を使用するこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰るこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じるこゝと。

例5) その他使用に際し火災の発生のおそれのある器具を使用する場合

『自主点検表別表（その5）使用に際し火災の発生のおそれのある器具』の点検内容を確認



(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)	根拠法令	確認
条例第22条関係		
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。	要綱第4条第1号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第4条第2号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第4条第3号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第18条第1項第9号の2	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第2号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第18条第1項第3号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第18条第1項第4号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第18条第1項第5号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第18条第1項第6号	
本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。	条例第18条第1項第7号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第18条第1項第9号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号	

消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内に開設しないこと。

消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。

防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。

消火器の準備をして、使用方法を確認すること。

可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

不燃性の床上又は台上で使用するこゝと。

故障し、又は破損したものを使用しないこゝと。

本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこゝと。

器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じるこゝと。

例6) プロパンガスなどの**液化石油ガスボンベ**を取り扱う場合

『自主点検表別表（その6） 液化石油ガスボンベの取扱い』の点検内容を確認



(液化石油ガスボンベの取扱い)	根拠法令	確認
要綱第9条関係		
ボンベは、直射日光を避け、常に摂氏40度以下で使用するこ	要綱第9条第1号	
安全弁が作動しなくなるので、横置きにしないこと。	要綱第9条第2号	
鎖等で転倒防止の措置を講じ、露店等の関係者以外の者がみだりに近づかない安全な場所に設置すること。	要綱第9条第3号	
1日の営業に必要な本数だけを配置し、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。	要綱第9条第4号	
器具及びゴム製のホースは、専用のものを使用すること。	要綱第9条第5号	
ゴム製のホースは、ひび割れ等を点検し、劣化したものは使用しないこと。また、5メートル以内の適正な長さで使用し、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。	要綱第9条第6号	
ゴム製のホースは、継手などの器具を用いて接続しないこと。	要綱第9条第7号	
液化石油ガスは、空気より重く低所に滞留するおそれがあるため、屋外であつてもガス漏れには十分注意すること。	要綱第9条第8号	

ボンベは、直射日光を避け、常に摂氏40度以下で使用するこゝと。

安全弁が作動しなくなるので、横置きにしないこゝと。

鎖等で転倒防止の措置を講じ、露店等の関係者以外の者がみだりに近づかない安全な場所に設置するこゝと。

1日の営業に必要な本数だけを配置し、1本当たりの容量は50キログラム未満とするこゝと。

器具及びゴム製のホースは、専用のものを使用すること。

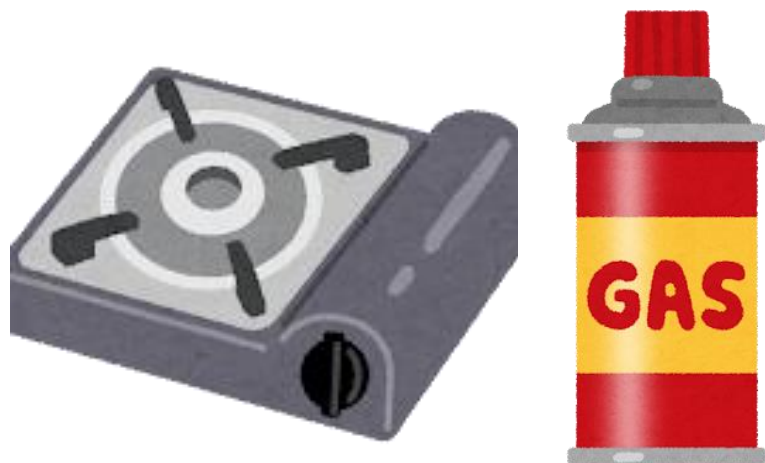
ゴム製のホースは、ひび割れ等を点検し、劣化したものは使用しないこと。
また、5メートル以内の適正な長さで使用し、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。

ゴム製のホースは、継手などの器具を用いて接続しないこと。

液化石油ガスは、空気より重く低所に滞留するおそれがあるため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

例7) カセットボンベを使用する場合

『自主点検表別表（その7） カセットコンロの取扱い』の 点検内容を確認



(カセットこんろの取扱い)	根拠法令	確認
要綱第10条関係		
気体燃料を使用する発電機にあっては、自主点検表（その3）を確認すること。		
カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。	要綱第10条第1号	
カセットボンベは、取扱説明書の表示のとおり、正しく装着すること。	要綱第10条第2号	
カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、内圧が上昇しない場所に保管し、常に摂氏40度以下で使用する事。	要綱第10条第3号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号	

気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その3）を確認すること。

カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。

カセットボンベは、取扱説明書の表示のとおり、正しく装着すること。

カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、内圧が上昇しない場所に保管し、常に摂氏40度以下で使用するこゝと。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。

例 8) 発電機を使用する場合

『自主点検表別表（その8） 発電機の取扱い』の点検内容 を確認



(発電機の取扱い)	根拠法令	確認
要綱第13条関係		
液体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その1）を確認すること。		
気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その3）を確認すること。		
事前に燃料を十分に給油すること。	要綱第13条第1号	
可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	要綱第13条第2号	
安定した平らな場所で使用すること。	要綱第13条第3号	
雨などの水が掛からない場所で使用すること。	要綱第13条第4号	
燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。	要綱第13条第5号	
発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。	要綱第13条第6号	
発電機を稼働したまま移動させないこと。	要綱第13条第7号	
補給が必要になったときは、発電機を停止させ、風通しが良く、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。	要綱第13条第8号	
燃料を補給するときは、漏洩、あふれ、飛散させないように注意すること。	要綱第13条第9号	
燃料が漏洩したときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。	要綱第13条第10号	
取扱説明書をよく読み、記載内容のとおり使用すること。	要綱第13条第11号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条第2号	

液体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その1）を確認すること。

気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その3）を確認すること。

事前に燃料を十分に給油すること。

可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

安定した平らな場所で使用すること。

雨などの水が掛からない場所で使用すること。

燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。

発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。

発電機を稼働したまま移動させないこと。

補給が必要になったときは、発電機を停止させ、風通しが良く、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。

燃料を補給するときは、漏洩、あふれ、飛散させないように注意すること。

燃料が漏洩したときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。

取扱説明書をよく読み、記載内容のとおり使用すること。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。

例 9) ガソリンや 灯油などの危険物 を取扱う場合

『自主点検表別表（その9） 危険物の取扱い』の点検内容 を確認

(危険物の取扱い)	根拠法令	確認
要綱第14条関係		
危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。	要綱第14条 第1号	
危険物の保管は、消防法令に適合した携行缶等の容器を用いることとし、容器に破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。	要綱第14条 第2号	
携行缶等の容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度や内圧が上昇しないようにすること。	要綱第14条 第3号	
携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して減圧すること。 ただし、すでに直射日光等により高温になっている場合は、摂氏40度以下に温度が下がるまで減圧作業等の操作はしないこと。	要綱第14条 第4号	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条 第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条 第2号	

危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。

危険物の保管は、消防法令に適合した携行缶等の容器を用いることとし、容器に破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。

携行缶等の容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度や内圧が上昇しないようにすること。

携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して減圧すること。
ただし、すでに直射日光等により高温になっている場合は、摂氏40度以下に温度が下がるまで減圧作業等の操作はしないこと。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。

例 10) がん具用煙火を販売する場合

『自主点検表別表（その9） がん具用煙火の取扱い』の点 検内容を確認



(がん具用煙火の取扱い)		
要綱第15条関係		
がん具用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう指導するものとする。	要綱第15条	
2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第16条 第1号	
2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第16条 第2号	

がん具用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう指導するものとする。

2日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。

2日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。

お祭りがはじまり、お店が忙しくなると、対策を怠りがちです。

段ボールや容器パックなど、可燃物と火気の距離に注意してください。



その他・お問い合わせ

中央消防署 予防係
電話番号 047-435-8664

